

# NHKから放送受信契約のご案内

## 放送受信契約とは

NHKの放送を受信できるテレビ等の受信機(チューナー内蔵パソコン、ワンセグ対応端末などを含む)を設置された方に、結んでいただくものです。この放送受信契約に基づき、放送受信料をお支払いいただきます。

- ケーブルテレビを通してNHKの放送を受信できる場合も、放送受信契約が必要です。  
ラジオだけ設置されている場合、放送受信契約は必要ありません。

### 放送受信契約の義務

放送受信契約は、してもしなくてもいいというものではありません。放送法という法律で定められた義務です。

#### 【放送法第64条(受信契約及び受信料)】

第1項 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。(以下略)

### 放送受信契約が必要な受信機



放送を受信することができる受信機  
※映像の再生用に使用する場合も必要です。



放送を受信することができる  
パソコン、携帯電話等



放送を受信することができる  
カーナビ

## 放送受信契約の種類

地上放送のみを受信できる場合は「地上契約」、衛星放送を受信できる場合は「衛星契約」を結んでいただきます。

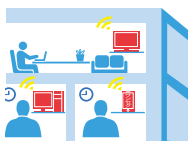
- このほか、自然の地形による難視聴地域または電車などにおいて衛星放送のみを受信できる場合の「特別契約」があります。
- 「地上契約」を結ばれている方が、衛星放送を受信できるようになった場合、「衛星契約」への変更の手続きをしていただきます。

## 放送受信契約の単位

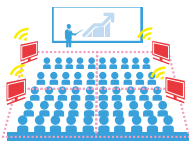
会社・官公庁・ホテル・旅館・店舗・寮などに設置されたテレビ等の受信機は、設置場所(部屋・自動車)ごとに放送受信契約が必要となります。

- 広大な区画(講堂、ホール、大きな事務室等)に複数のテレビ等の受信機を設置されている場合は、部屋に準ずるものとして、一定の区域ごとに放送受信契約が必要となります。

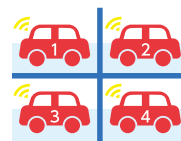
### 事業所における契約単位



社長室、事務室など、部屋ごとに契約が必要です。  
ホテルや旅館等の場合は、部屋ごとに契約が必要です。



通常の部屋より大きいホール等に複数の受信機を設置している場合は、部屋に準ずる一定の区域ごとに契約が必要です。



社用車も自動車ごとに契約が必要です。

## 放送受信料額

テレビ等の受信機を設置した月の翌月から解約のお届けのあった月の前月まで、次の表の放送受信料をお支払いいただきます。  
(※詳しくは日本放送協会放送受信規約をご覧ください。日本放送協会放送受信規約: [https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/compliant\\_1.html](https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/compliant_1.html))

契約種別	支払区分	(月額)	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
衛星契約	口座・クレジット	2,170円	4,340円	12,430円	24,185円
	継続振込等	2,220円	4,440円	12,715円	24,740円
地上契約	口座・クレジット	1,225円	2,450円	7,015円	13,650円
	継続振込等	1,275円	2,550円	7,300円	14,205円
特別契約	口座・クレジット	955円	1,910円	5,475円	10,650円
	継続振込等	1,005円	2,010円	5,760円	11,205円

※消費税を含みます。  
※2020年10月に受信料を値下げしました。  
※沖縄県の料額は異なります。

## 多数支払いにおける割引

事業所を対象とした割引制度には、**事業所割引**と**多数一括割引**があります。これらは、併用が可能です。

## 「事業所割引」について

### 事業所割引とは

事業所等住居以外の場所に設置する受信機について、同一敷地内に設置した受信機すべてに必要な放送受信契約を締結し、一括して放送受信料をお支払いいただく場合、2契約目以降の放送受信料が半額となる割引制度です。

半額

通常料額

### 適用要件

下記の要件にすべて該当する場合に **事業所割引** が適用されます

#### 事業所に設置された受信機が対象

住居以外の場所に設置している受信機について2件以上の契約をしていること

#### 敷地単位で全数契約が必要

同一敷地内に設置した受信機すべてについて、契約種別に応じた必要な契約を締結していること

#### 支払方法・期間が同一

お支払いいただく放送受信料が、支払期間がすべて同じで、一括して支払われること

### 事業所割引適用後の放送受信料額

#### 2契約目以降の放送受信料が半額となります

1契約目から継続振込等の料額が適用されます。(1契約目に対する割引はありません)

	契約種別	(月額)	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
1契約目	衛星契約	2,220円	4,440円	12,715円	24,740円
	地上契約	1,275円	2,550円	7,300円	14,205円
	特別契約	1,005円	2,010円	5,760円	11,205円
2契約目	衛星契約	1,110円	2,220円	6,357円	12,370円
	地上契約	637円	1,275円	3,650円	7,102円
	特別契約	502円	1,005円	2,880円	5,602円

※消費税を含みます。  
※2020年10月に受信料を値下げしました。  
※沖縄県の料額は異なります。  
※衛星契約と地上契約の両方の契約がある場合、基本となる1契約目の受信契約は衛星契約となります。

## 「多数一括割引」について

### 多数一括割引とは

衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件以上で、1つの契約者でとりまとめてお支払いいただく場合、1件あたり、衛星契約等の件数に応じて月額300円(特別契約の場合は90円)が割引となる制度です。

### 適用要件

下記の要件にすべて該当する場合に **多数一括割引** が適用されます

#### 衛星契約等の合計が10件以上

1つの放送受信契約者が合計10件以上の衛星契約または特別契約を締結していること

#### 支払方法・期間が同一

支払期間を同じくして口座振替もしくは継続振込またはNHKの指定する方法で一括して放送受信料が支払われること(クレジットカード等継続払を除く)

#### 「団体一括割引」の適用なし

団体一括割引が適用されていないこと

割引額 = 月額300円 × 衛星契約数

支払いとりまとめ

### 多数一括割引額

衛星契約等が10件以上の場合、継続振込等の料額から次の料額が割引となります

月額・1件あたり

衛星契約 **300円**

特別契約 **90円**

### 衛星契約等が10件未満の場合の取り扱い

衛星契約と特別契約の合計が次を満たす場合は、衛星契約等の件数を10件として算定し **多数一括割引** を適用した受信料額をお支払いいただきます。(割引の適用なく実契約件数分をお支払いの場合と比べて、お安くなります)

- **事業所割引** との併用がない場合…衛星契約9件
- **事業所割引** との併用がある場合…衛星契約8件または9件・特別契約9件